

なら消費者ねっとニュース

NO. 1

HP : <http://web1.kcn.jp/nsn/index.html>

法人発足創刊号

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと

2015年11月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号 奈良県生活協同組合連合会内

Tel : 0742-34-3535

Fax : 0742-34-0043

Email : y.tsuji@naracoop.or.jp

発行責任者 北條 正崇

特定非営利活動法人なら消費者ねっと発足に当たって

理事長 北條正崇

「なら消費者ねっと」は平成25年2月の設立以降、子ども若者向けチーム、senior. social. support チーム、事例検討部会、広報部会にわかれて消費者の権利に関わる活動をしてきました。当初から社会的信用の向上や行政をはじめとする関係機関との連携の強化、組織基盤の充実等を図り、より責任のある充実した活動ができるように法人化をめざしていましたが、この度、平成27年8月28日に奈良県から特定非営利活動法人の認証を受け、9月8日の登記完了により「特定非営利活動法人なら消費者ねっと」が成立しました。



特定非営利活動法人は特定非営利活動促進法を根拠とする法人であり、法律では20種類の事業が定められていますが、当団体ではそのうちの「消費者の保護を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」の2つをあげ、具体的には、これまでと同様、①消費者問題に関わる意識啓発・教育、②提言、③調査研究、④消費者の権利の保護、⑤その他必要な事業の5つの事業を行うこととしています。

法人になったからといってこれまでの当団体の目標や活動内容が大きく変わるわけではありませんが、これまでとは違って法人の名前で契約や各種手続をしたり、財産の管理運用をすることができますし、それ以外にもこれまで以上に当団体に対する社会の期待や見方も大きくあるいは厳しくなっていくものと思います。ある程度永続的な活動が期待される法人になったことによって組織体制や運営基盤をより充実させ強固なものにしていかなければならないと改めて気を引き締めているところです。近い将来、当団体が県民の皆様や関係機関の皆様から頼りにされる存在となるよう努力してまいります。

当団体では2015年度の活動の大きな柱として、消費者教育（出前講座「おかねのひみつとつかいかた」やインターネット関連の消費者問題学習など）、広報の充実などを通して多数の消費者への情報発信、県内の関連諸団体の協力を得ながら高齢者・障がい者の被害実態を把握する調査の実施、事案検討部会の活動等をあげています。それ以外の諸問題も含め、当団体が果たすべき役割と課題は山積しています。皆様には今後とも「特定非営利活動法人なら消費者ねっと」にご理解を賜り、ご指導ご協力を賜りますよう、また当団体の活動にご参画頂けることを心よりお願い申し上げます。

特定非営利活動法人なら消費者ねっと役員紹介

	氏名	プロフィール
理事長	北條 正崇	弁護士・奈良弁護士会消費者保護委員会委員・特定非営利活動法人Nネット
副理事長	小泉 隆志	弁護士 奈良弁護士会消費者保護委員会委員
副理事長	米田 捷子	消費生活相談員
副理事長	前川 一彦	司法書士 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート奈良支部
理事事務局長	辻 由子	奈良県生活協同組合連合会
理事	垣田 博子	グループあんあん
理事	鍵谷 邦子	消費者
理事	竹内 大敬	弁護士 奈良弁護士会消費者保護委員会委員長
理事	千葉 郁哉	くらしの安全・安心サポーター
理事	寺田 道子	消費者
理事	中西 伸之	弁護士 奈良弁護士会消費者保護委員会委員
理事	中野 素子	消費者・市民生活協同組合ならコープ
理事	中村 恭子	消費生活相談員
理事	船内 智子	生活協同組合コープ自然派奈良
監事	永井 宏明	弁護士 奈良弁護士会消費者保護委員会委員
監事	中島 祐子	奈良県地域婦人団体連絡協議会 御所婦人会

** 共催事業報告 **

ならコープ「はじめの一步講座」
寸劇で学ぶサギ師の手口

あなたもサギ師になれる!?

10月28日(水)コープいまご集会室で、団体会員でもある「グループあんあん」さんに、寸劇を交えてサギ師の心理を教えていただきました。

講師の垣田さんから「サギ師は自分が詐欺師ではないと思っています。演技を磨き人の弱みを握るなどサギ師は技術を磨いています。『クーリングオフできるから大丈夫』と思っていても相手が逃げてしまったらお金は返ってきません。」などお話しと寸劇のあと、参加者が寸劇に加わって実際にサギ師になる体験をしていただき、その手口をみんなでおぼろげに学びました。



詐欺師体験をする参加者

送るな
わたすな
振り込むな

お金はもとには戻らない!



奈良市ボランティアインフォメーションセンター「2week パネル展」に参加しました。

2015年10月3日から
10月31日

「ストップ!! 迷惑勧誘」 & 「こんな契約取り消して!」 ~全国の消費者団体と連携して法改正におけ取り組んでいます~

★訪問や電話によるセールスは断るのがなかなか難しいもの。今年3月に消費者庁がまとめた意識調査でも96%以上の人が迷惑に感じているという結果が出ました。

★不意打ち的な勧誘で高齢者など判断力の衰えにつけ込むようなケースもあります。高齢社会に向けて今こそ対策が必要。公正な競争の観点からも何らかのルールが求められるところです。

★そこで「特定商取引法※1」の一部を改正して、事前に「勧誘を受けない」意思を示した人への勧誘を規制(不招請勧誘規制)しようという動きが始まっています。

★また、「つけ込み型」の勧誘やインターネット上の虚偽広告で契約してしまった場合は契約を取消できるようにする、不当な契約条項は無効にするなど「消費者契約法※2」の改正も検討されています。

★これらの法改正が実現して消費者に住みやすい世の中になるようにと、なら消費者ねっとは全国消費者団体連絡会等の諸団体とともに意見を発信したり、消費者同士の学習をすすめています。奈良の消費者の皆様、ぜひ一緒に学び考えましょう!

=9月30日 消費者委員会専門調査会へ
意見書を提出しました=

■消契法改正中間とりまとめに対する意見書

「インターネット虚偽広告による契約は取消可能に」「しつこい勧誘や威迫も困惑事例として対応可能に」など10項目

■特商法改正中間整理に対する意見書

①販売者と接触前に訪問・電話勧誘を拒否できる制度②事前に拒否した消費者への訪問・電話勧誘規制——の導入

※1 特定商取引法:トラブルの起きやすい訪問・通信・電話勧誘販売や特定継続的役務など7類型の取引ルールを定めた事業法。クーリングオフなど消費者保護規定が定められている。1976年施行。

※2 消費者契約法:消費者保護を目的にキャンセル料や遅延損害金の上限、取り消せる不当な契約など、消費者・事業者間の契約ルールについて定めた法律。2001年施行。



奈良県内の消費生活相談窓口から

このコーナーでは、各地の消費生活相談窓口を身近に感じていただくために、奈良県内の消費生活相談窓口をご紹介します。

今回は、葛城市消費者相談室（消費生活相談）をご紹介します。

平成16年10月に旧新庄町と旧當麻町の2町が合併し、葛城市が誕生しました。

平成21年には、相談日を月2回から3回へ増やし、平成22年度には、週1回に増やし、現在、葛城市では、奇数月の毎週月曜日には新庄庁舎、偶数月の毎週月曜日には當麻庁舎で相談窓口を開設しています。

平成23年4月より、広域的に処理することで相談業務の効率化、安全性及び利便性の向上を目的に葛城市と御所市との間で消費生活相談業務に係る協定を締結しました。葛城市と隣接している御所市と協定を相互乗入方式で結んでいるため、御所市でも消費生活相談することができ、また、近隣で起きている広範囲の消費者問題の情報収集が可能になることで相談の充実を図っています。

昨年度では、高齢者向けに悪質商法防犯シールセットなどを配布しました。各大字公民館などで出前講座を実施し、消費者被害を未然に防止できるよう努めています。今年度については、小中学生に対して注意喚起をする物品の配布を検討しています。

葛城市広報誌や葛城市ホームページ、市内定時放送を使用し、更なる窓口の周知と啓発活動を継続して推進し、消費者被害を防止できるよう、また気軽に相談を受けることができる親しみやすい相談室を目指しています。



葛城市マスコットキャラクター

蓮花ちゃん



あなたにもマイナンバー（個人番号）が 通知されます！

●マイナンバーってなに？

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ
12桁の番号のことです。

●なぜ必要なの？

マイナンバー制度には「行政の効率化」、「国民の利便性の
向上」、「公平・公正な社会の実現」というメリットがあり
ます。

●平成27年10月から、国民一人一人にマイナンバー（個
人番号）が通知されます。

・住民票のあるすべての方一人一人に12桁の番号が市区
町村から、住民票上の住所地に通知カードが送られます。

●マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

詳しくは

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室

マイナンバー詐欺が多発しています

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情
報の取得にご注意ください。マイナンバー制度をかたった
不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容
に応じて、相談窓口をご利用ください。

KC's 10周年記念シンポジウム

- 日時：2015年12月5日（土） 14:00～17:00
- 会場：東急REIホテル（地下鉄御堂筋線 江坂駅4番
・9番出口より徒歩1分）
- 内容：基調報告
カライスコス・アントニオスさん（関西大学法学部准教授）
高橋義明さん（筑波大学准教授）
：パネルディスカッション～Kc's 10年の軌跡と今後10
年への期待 - 消費者とともに - ～
パネリスト：高橋義明さん、カライスコス・アントニオス
さん、河上正二さん（消費者委員会委員長）
コーディネーター：坂東俊矢 Kc's 常任理事

奈良県内 特殊詐欺の発生状況

平成27年10月

特殊詐欺の被害件数5件

10月末までの県内発生状況

65件（被害総額約 2億9599万円）

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より

**困ったときは一人で悩まず
消費者ホットライン**

 **188** いやや **泣き寝入り！**

消契法改正シンポジウム

- 日時：11年28月（土）13:30～16:30
- 会場：大阪府社会福祉会館
- 基調報告：野々山 宏氏（日弁連消費者問題対
策委員会委員長）
- 主催：消費者契約法の改正を実現する連絡会
共催：京都弁護士会、京都消費者契約ネットワーク、消
費者支援機構関西、全大阪消費者団体連絡会、なら消費
者ねっと

成年後見市民シンポジウム2016

- 日時：2016年2月6日（土）13:00～16:00
- 会場：大宇陀文化会館かざろひホール
- 基調講演「認知症の方の在宅ケアについて」
天理市宮城医院院長 宮城信行氏
- 主催：(公社)成年後見センター・リーガルサポ
ート奈良支部

くらしの安全・安心サポーター講座9期生募集！

消費者知識を高め、情報を身近な人に伝えたり、
被害を発見した時に相談窓口を案内するなど、地
域における啓発活動をしていただくボランティア
を養成する講座を開催します。

- 場所：奈良県社会福祉総合センター 研修室A
（橿原市大久保町320番11）
- 日時：12月3日（木）4日（金）10:00～16:00
- 定員：30名（要申込・先着順） 受講費無料
- 申込：奈良県消費生活センター
TEL:0742-27-0621/FAX:0742-27-2686